平成２５年（フ）第３１３号
盛岡市大新町13番12号
破産者　佐藤　義文
1　決定年月日　平成26年７月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２５年（フ）第１９８７号
神奈川県高座郡寒川町倉見1777番地２
破産者　伏見美由紀
1　決定年月日　平成26年７月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第３９号
石川県小松市大領中町２丁目483番地　信開ドムス大領中215号、破産手続開始決定時の住所石川県小松市本町３丁目25番地３
破産者　歯科湯浅こと　湯淺　　熙
1　決定年月日　平成26年７月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所小松支部

平成２５年（フ）第７３号
石川県小松市南浅井町イ20番地１　Ｄ・プラティーク103号、従前の住所石川県能美市三道山町ヘ12番地４
破産者　中野　柳三
1　決定年月日　平成26年７月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所小松支部

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２６年（フ）第６８８号
札幌市中央区宮の森３条４丁目３番11―205号
破産者　西田　隆司
1　破産債権の届出期間　平成26年８月８日まで
2　一般調査期日　平成26年９月19日午後２時
平成26年７月10日
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第６８号
福岡県直方市大字上頓野982番地１
破産者　尾崎美津子
1　破産債権の届出期間　平成26年８月８日まで
2　一般調査期日　平成26年９月10日午前10時
平成26年７月９日　福岡地方裁判所直方支部

平成２５年（フ）第５７３号
大阪市北区大淀南２丁目９番17―701号
破産者　吉田　成人
1　破産債権の届出期間　平成26年８月11日まで
2　一般調査期日　平成26年９月11日午後３時
平成26年７月10日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第７９号
兵庫県宝塚市安倉中４丁目１番13号
破産者　大藤　恵代
1　破産債権の届出期間　平成26年８月11日まで
2　一般調査期日　平成26年10月９日午前10時25分
平成26年７月10日
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２５年（フ）第２６３号
福岡県久留米市上津町1811番地１　アヴェニール四番館201号、開始決定時の住所福岡県久留米市六ツ門町７番地24　ライオンズ六ツ門サンリヤンタワー1609号
破産者　茅島　祥史
1　破産債権の届出期間　平成26年８月11日まで
2　一般調査期日　平成26年８月28日午前10時
平成26年７月10日
福岡地方裁判所久留米支部

平成２５年（フ）第１８６号
宮崎市高洲町124番地５、前住所宮崎市大塚台西１丁目１番地32　セラヴィ大塚台壱号館104号
破産者　松井　伸一
1　破産債権の届出期間　平成26年８月11日まで
2　一般調査期日　平成26年９月26日午前10時15分
平成26年７月11日　　宮崎地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第１４５号
三重県四日市市小古曽６丁目７番７号
破産者　池田　輝美
1　破産債権の届出期間　平成26年８月14日まで
2　一般調査期日　平成26年９月４日午後１時30分
平成26年７月11日
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２５年（フ）第２２４号
三重県四日市市西浜田町７番１号
破産者　藤澤　隆信
1　破産債権の届出期間　平成26年８月14日まで
2　一般調査期日　平成26年10月９日午後１時30分
平成26年７月11日
津地方裁判所四日市支部破産係

書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条３項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。

平成２５年（フ）第６９号
山口県岩国市車町３丁目18番30―３号
破産者　石黒　　譲
異議申述期間　平成26年８月20日まで
平成26年７月11日　山口地方裁判所岩国支部

特別清算開始

平成２６年（ヒ）第１４号
東京都武蔵野市吉祥寺本町１丁目７番10号
清算株式会社　株式会社ＣＯＭＥＢＵＹＪＡＰＡＮ
代表清算人　佐瀬　守男
1　決定年月日　平成26年７月10日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

特別清算終結

平成２５年（ヒ）第２１０７号
東京都豊島区巣鴨５丁目14番６号
清算株式会社　株式会社豊島テック
1　決定年月日　平成26年７月10日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
東京地方裁判所民事第８部

監督命令

平成２６年（再）第３４号
東京都渋谷区猿楽町２番１号
再生債務者　株式会社テット・オム
1　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
2　監督委員　東京都新宿区新宿２丁目９番22号多摩川新宿ビル９階　平山法律事務所　弁護士　平山　隆幸
平成26年７月10日
東京地方裁判所民事第20部

再生手続開始

平成２６年（再）第１号
沖縄県中頭郡西原町字小那覇1596番地
再生債務者　株式会社プリマ
1　決定年月日時　平成26年７月８日午後５時
2　主文　再生債務者について再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成26年８月５日まで
4　再生債権の一般調査期間　平成26年９月９日から平成26年９月24日まで
那覇地方裁判所民事第３部

決議に付する決定

平成２６年（再）第２号
東京都中央区銀座８丁目12番10号
再生債務者　株式会社球磨カントリー倶楽部
1　決議に付する計画案　平成26年６月17日付け再生債務者提出の再生計画案
2　書面投票期間　平成26年９月８日まで
3　議決権不統一行使の通知期限　平成26年９月１日
平成26年７月９日
福岡地方裁判所第４民事部

再生計画認可

平成２５年（再）第３号
静岡県富士市北松野1597番地
再生債務者　久保田木綿子
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　債権者集会で可決された本件再生計画には、民事再生法174条２項各号に該当する事由はない。
平成26年７月９日　静岡地方裁判所富士支部